

## 審 査 基 準

平成20年2月1日作成

法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 項：第22条 (29-2)
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：生活安全部風俗保安課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）
備 考：